

議案第 17 号

三田市地域医療確保基金条例の制定について

三田市地域医療確保基金条例を次のとおり定める。

令和 8 年 2 月 17 日提出

三田市長 田 村 克 也

三田市条例第 号

三田市地域医療確保基金条例

(設置)

第1条 地域医療の確保及び充実に要する経費の財源に充てるため、三田市地域医療確保基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による新病院（以下「新病院」という。）の整備に係る財政負担への備えとして、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額
- (2) 前条の趣旨に添う寄附金の額
- (3) 基金の運用から生ずる収益金の額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、次の各号に掲げる経費に充てる場合に限り、予算に計上して処分することができる。

- (1) 新病院の整備及び機能強化に要する経費
- (2) 医療人材の確保及び育成に要する経費
- (3) 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として行う事業のうち、第1条の趣旨に該当する経費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業に要する経費

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。